



平成23年3月8日

各 位

会 社 名 南海プライウッド株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 山 徹
(コード番号：7887 大証2部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 門 長 松 浦 義 博
(TEL：087-825-3615)

訴訟の判決に関するお知らせ

ミサワホーム株式会社より提起されている訴訟について、平成23年3月3日付にて東京地方裁判所より判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社製品の補償について、平成22年9月14日に損害賠償請求額を2,491,767千円から2,467,490千円へと減縮する申立てを受けており係争中であります。今回の判決は、上記損害賠償請求額の内、顕在化したものの一部が対象となり、将来請求分等の予備的請求を棄却されたものとなっております。

2. 訴訟を提起したもの

- (1) 商 号 : ミサワホーム株式会社
- (2) 本社所在地 : 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- (3) 代 表 者 : 代表取締役 竹中 宣雄

3. 判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成23年3月3日

4. 判決の内容

- (1) 被告兼原告南海プライウッドは、原告ミサワホームに対し、1,234,477千円及び内359,557千円に対する平成19年8月18日から内874,920千円に対する平成20年4月22日から各支払い済みまで、年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告大日本印刷は、被告兼原告南海プライウッドに対し、10,000千円及びこれに対する平成22年7月31日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告兼原告南海プライウッドが(1)項の支払いをしたときは、被告大日本印刷は、被告兼原告南海プライウッドに対し、1,234,477千円及びこれに対する被告兼原告南海プライウッドが(1)項の支払いをした日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (4) 原告ミサワホームのその余の請求及び被告兼原告南海プライウッドの主位的請求並びにその余の予備的請求をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は、これを42分して、その10を原告ミサワホームの負担とし、その21を被告兼原告南海プライウッドの負担とし、その余を被告大日本印刷の負担とする。
- (6) この判決は、(1)項から(3)項までに限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見とおし

当社といたしましては、これまでどおり原告からの請求に対して、法廷の場で適切に対応してまいります。なお、訴訟の推移によりましては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響は不明です。今後の経過及び判決の進捗状況につきまして新たに重要な事実が生じた場合は適宜お知らせしてまいります。

以上